

令和4年1月18日

郡市区医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会  
(公 印 省 略)

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の  
申請期限について (再周知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」については、本会より令和3年10月15日付および同年11月9日付文書でお知らせしているところです。

この補助金の申請期限は令和4年1月31日とされております。期限が近付いており、日医からの通知もありましたので改めてご連絡申し上げます。

また、詳細及び電子申請用 Web サイトは下記の厚生労働省のホームページよりご確認ください。

記

<厚生労働省ホームページ URL> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html)

厚生労働省 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金 で検索。

なお、インターネットを利用した電子申請が困難な場合は、下記の厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンターまでお問合せをお願いします。その際に郵送等の申請方法について案内を受けることができます。

その他、申請に関するご相談なども下記のコールセンターまでお問合せください。

また、本補助金の概要を別紙にご用意していますのでよろしければご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件につきご了知いただくとともに、会員医療機関への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

<問合せ先> ※電子申請が困難な方はこちらにお問合せください。

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933 (平日9:30~18:00)

以上

一般社団法人 大阪府医師会 経理課 TEL:06-6763-7005

**申請期限は令和4年1月31日**

**申請はお早めに。(再周知)**

## 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」概要

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要するかかり増し費用が補助されることとなりました。

### 1. 対象の医療機関等

院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う「保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所」

### 2. 補助上限金額

病院・有床診療所(医科・歯科)	無床診療所(医科・歯科)	薬局・訪問看護事業者・助産所
10万円	8万円	6万円

### 3. 対象経費

令和3年10月1日から令和3年12月31日までに新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要した次の経費です。

賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。

※家賃については感染拡大防止のために新たに借りた診療スペースが対象。

### 4. 申請受付期間

令和3年11月1日から令和4年1月31日まで

### 5. 申請方法(原則としてインターネットを利用した電子申請です。)

厚生労働省のホームページより詳細をご確認の上、申請を行ってください。

<厚生労働省ホームページ URL> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html)

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大継続支援補助金 厚労省」で検索。

パソコンほかスマートフォンやタブレットからも申請が可能です。

### 6. 留意事項

①申請は事業に要する費用が確定(物品であれば納品が完了し、費用が確定)してから行ってください。(概算による受付は行わないこととしています。)

②領収書等の証拠書類の提出は省略されます。(医療機関等において交付決定から5年間は保管をいただきますようお願いいたします。)

③インターネットを利用した電子申請が困難な場合や本支援に関するご相談は以下の問合せ先(厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター)までご連絡ください。

<問合せ先> ※電子申請が困難な方はこちらにお問合せください。

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：0120-336-933(平日9:30~18:00)